

屋外のイベントなどを主催されるみなさまへ

火災予防条例改正のお知らせ

平成 25 年 8 月 15 日に福知山市の花火大会で発生した火災事故を受けて、豊岡市火災予防条例の一部が改正されました。(平成 26 年 8 月 1 日施行)

改正内容

1 消火器の準備が必要です

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで、対象火気器具等を使用する場合は消火器の準備をしなければなりません。

※「対象火気器具等」とは、液体、固体、気体などの燃料や電気をを用いるコンロ、熱を発する調理器具等、移動式ストーブ、ポータブル発電機など。

2 露店等の開設届が義務付けられました

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際し、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は消防機関に届け出が必要です。

※「露店等」とは、露天商によるもののほか、主催関係者や市民等が開設するバザーなど。

この条例の適用を受けない催し

- ① 個人で行うもので、限られた者が参加するもの
- ② 区、町内会、学校園等で行うもので、区民等限られた者が参加するもの(その範囲以外の不特定多数の者に対して集客を目的とした宣伝を行う場合は除く)
- ③ 社寺等が主催する祭礼等で、壇信徒等のみが参加するもの(その範囲以外の不特定多数の者に対して集客を目的とした宣伝を行う場合は除く)
- ④ 事業所等が従業員やその家族を対象に行うもの(複数の事業所等が、合同で行う場合も含む)

3 大規模な屋外催しに係る防火管理に関することが定められました

動員数が 10 万人以上かつ、露店等が 100 店以上出店する大規模な祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しは、「指定催し」となり、防火担当者を定め火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、消防署へ提出しなければなりません。なお、計画を提出しなかった場合は、罰則が科せられません。大規模な屋外催しにつきましては、消防本部へ事前にご相談ください。

問い合わせは 豊岡市消防本部予防課指導係
電 話 24-1119 FAX 24-1176